

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（運営者）

更新日：190509
作成：RFA

まちおこしカフェ 利用規約

本規約はまちおこしカフェ運営が円滑に実施されるように作成されたものです。ご利用申込時に必ずお読みください。

1. 本規約の適用

本規約は、まちおこしカフェに「運営者」として参加する者に適用されるものとします。本規約に記載のない事項に関しては、指定管理者（株式会社RFA）と利用者の間で協議の上決定することとします。

2. 運営者に関わる規約

(1) 利用の条件

- ①運営者は、まちおこしカフェの調理室で調理を行い、まちおこしカフェでの飲食提供を行うこととします。調理室は「飲食店」の営業許可を取得しています。
- ②運営者は、指定管理者に基本使用料を支払うこととします。基本使用料は一日2,000円とします。
- ③運営者は、飲食提供した日の営業終了後にその日のゴミを処理することとします。運営者のゴミは持ち帰っていただく事とします。

(2) 運営者の申込み方法

①参加申請の方法

参加を希望する運営者は、事前に指定の書類を提出するものとします。提出された書類を元に、町と指定管理者で審査を行い、運営参加の可否を決定します。

②提出書類

- ・運営者参加申請書
 - ・提供予定のメニューの写真
 - ・食品衛生責任者の資格を証明するもの
- ※栄養士・調理師・製菓衛生士などの有資格者、食品衛生責任者養成講習受講者等の証明
- ・調理を行う場合は、調理にたずさわる全員分の保菌検査（検便）の検査成績書（検査項目 赤痢・サルモネラ・o-157）の写し（1年以内のもの）
 - ・食品営業賠償共済または製造物責任保険（PL保険）の加入証明書（申込書控えでも可）の写し

③承認書の交付

②の書類を提出後、指定管理者で参加申請の審査を行い、1週間以内にメールまたは電話にて審査結果をご連絡します。

(3) 運営日の予約方法

- ①運営日は事前に鳩山町コミュニティ・マルシェに来館の上、予約するものとします。
- ②予約は鳩山町コミュニティ・マルシェのパソコンを使用し、フォーム登録にて行います。
- ③予約はフォーム登録および基本使用料2,000円の支払いを以て完了します。

振込の際は下記口座までお振込みお願いいたします。

銀行名：ゆうちょ銀行

支店名：〇一八

口座種別：普通

口座番号：6888093

名義：株式会社アール・エフ・エー

カナ：カ)アールエフエー

④予約の受付は、希望運営日の2か月前の15日から開始します。（7月7日に運営希望の場合は5月15日から受付開始）

⑤予約受付開始日に希望多数となった場合は抽選を行い、運営者を決定することとします。

⑥運営者カレンダーの締め切りについて

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（運営者）

更新日：190509
作成：RFA

1ヶ月前の15日を自治会掲示板（バス停前の4箇所）に貼るカレンダーの締め切りと致します。前月の28日に掲示板に張り出します。

(4) 運営日の予約キャンセル

自己都合によるキャンセルの際は使用料の返金および振替はできかねますのでご注意ください。

(5) 一日の運営方法

- ①調理室を利用できるのは、運営日の9:00～17:30とします。
- ②前日に材料・備品を持ち込む場合は、前日にも調理室を予約する必要があるものとし、別途基本使用料2,000円をいただきます。
- ③飲食物を提供する時間は、10:00～17:00の間で運営者で自由に決定できるものとしします。
- ④運営者は飲食提供を開始する前に、釣銭確認・清掃などを適切に行うものとしします。
- ⑤運営者は、一日の営業終了後に指定管理者に売上報告を提出するものとしします。
- ⑥運営者は、一日の営業終了後に清掃および自身で持ち込んだ備品や消耗品の撤去を行うものとしします。
- ⑦運営者は、一日の営業終了後に調理室の備品について、破損や不具合がないかどうかを指定管理者とともに確認するものとしします。
- ⑧ゴミは運営者自身で持ち帰るものとしします。

(6) 運営者が準備すべきもの

- ①釣銭は運営者自身で準備するものとしします。
- ②調理に必要な材料は、調味料も含め全て運営者が持ち込むものとしします。
- ③調理時は調理に適した服装を心掛け、マスクやゴム手袋など衛生管理上必要な消耗品は運営者で用意するものとしします。

(7) 設備・備品

運営者は、調理室にある設備・備品を使用することができるものとしします。

一度の使用電力量は20Wとなっておりますので、電力を必用とする調理器具持込の際は同時に稼働できるかご確認ください。

（設備・備品一覧はキッチン備品一覧を参照）

(8) 精算

① 価格

価格は、運営者が独自に設定し、メニューの掲出を以て指定管理者に共有するものとしします。なお、価格の記載は税込価格に統一するものとしします。

② 精算について

1. 運営者は一日の営業終了後、指定管理者に売上報告を提出するものとしします。
2. 使用料は予約時にお支払いいただきます。当日の売上はそのままお持ち帰りください

(9) 食中毒発生の場合の対応

①運営者として提供した飲食物による食中毒が発生した場合は、指定管理者が施設の営業停止処分を受ける可能性があります。賠償金などが発生した場合は、運営者自身で負担していただきます。

②運営者は食品営業賠償共済または製造物責任保険(PL保険)への加入を必須とします。

③事業者として既に加入している場合は、賠償がマルシェでの営業にも適用されることを確認の上、加入証明書を提出することとします。

(10) 器物破損の場合の対応

①運営者は一日の営業終了後に、必ず備品チェックシートを用いて備品の破損がないか、指定管理者とともに確認することとします。

②備品などの器物の破損が認められた場合は、運営者に弁償していただく場合があります。

3. イベント開催

(1) イベント開催の条件

運営者がまちおこしカフェおよびシェアオフィスやマルシェ研修室を使用し、イベントの開催を希望する場合は、下記条件を満たすことが必須となります。

①指定管理者との共同企画として開催すること。運営者が独自で開催することはできません。

②事前に指定管理者に相談の上、企画書を提出すること。

③指定管理者によって、まちおこしカフェの趣旨や条件に当てはまると判断されること。

例) まちおこしカフェに出品されている商品を販売するためのイベント など

④音楽演奏など、大音量を伴うイベントの場合は、事前に運営者自身でふくしプラザとの協議をすること。

(2) 開催可能な日程

イベントを開催できる日は、まちおこしカフェの営業日とする。

時間は9時から17時のまちおこしカフェの営業時間内とする。

(3) 貸し出し可能な備品について

・マイク2本

アンプ等の貸し出しは不可とする。

4. 使用上および活動上の禁止事項

次の全てに関する行為を行うことを禁止します。禁止行為を行う、もしくは第三者による施設内でのその行為に協力したと運営者が見なした利用者は契約解除の対象となります。

また、当施設および当ビルの構造物、設備、備品を汚損、破損、紛失された場合はその損害を賠償していただきます。

(1) まちおこしカフェにおいて衛生上有害な、もしくは危険な行為、又は近隣の迷惑、妨害となるような営業その他の行為をすること。

(2) 本施設又はまちおこしカフェ内に危険物及び重量物、腐敗物、ペットを持ち込むこと。

(3) 共用部分に物を置くこと等、共用部分を専用使用すること。

(4) 契約者が利用権を譲渡すること。

(5) 公序良俗に反する活動を行うこと。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動を行うこと。

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動を行うこと。

(8) その他、不相当と当施設が認めた場合。

5. 災害対策、災害時の協力

本施設は災害発生時の避難場所の指定を受ける可能性があるため、災害発生時またはその恐れがあるとき、災害対策の為に必要と認められる時は、利用者も含め施設全体が協力する体勢をとります。

6. その他の条件

(1) 喫煙

・施設内は全エリア禁煙となっております。

(2) 掃除

・まちおこしカフェは、運営者各自で清掃して頂きます。

(3) ゴミ

・ゴミの処分は原則として運営者各自で行います。処理に際しては、ビル及び地域の規則に従って頂きます。

鳩山町コミュニティ・マルシェ
まちおこしカフェ利用規約（運営者）

更新日：190509
作成：RFA

(4) 飲食行為

- ・まちおこしカフェ内の飲食は臭気が強い飲み物・食べ物は避けてください。

(5) オフィス空間としての維持

- ・まちおこしカフェ利用の際、ほかの利用者の妨げるほどの迷惑音を出す行為は禁止します。
- ・施設内での信仰宗教等の勧誘、ビラの配布等を禁止します。

(6) 共通サービス内容

- ・ワイヤレスインターネット接続 パスワード等は従業員にお尋ねください。

7. 免責事項

以下の項目に該当する場合、当施設ではその責任を負うことが出来ませんので ご了承ください。

- (1) 天災、火災、その他不可抗力により当施設の利用が困難になった場合の その利用に際する一切の損害。
- (2) ご利用者が上記ご利用規定項目、「禁止・注意」項目に違反されたため 当施設ご利用を謝絶することによって生じた一切の損害。
- (3) ご利用者および第三者の所有物や現金などの貴重品、その他これに類する 物の盗難・毀損による一切の被害。

8. 規約の変更

本規約は事前の承諾なしに変更されることがあります。変更を行う場合には、変更後の本規約の内容を、当社が適当と判断する方法によって、事前に会員に告知するものとします。当該告知に基づき変更後の本規約の内容を掲示した時点をもって変更の効力が生じるものとします。

その他ご不明な点は受付までお問合せください。